誓　約　書

令和　　年 月 日

　　一般財団法人広島市学校給食会　会長

所在地（住所）

名称又は商号

代表者の役職・氏名

実印

　私は、令和８・９年度広島市学校給食用物資納入業者追加認定申請をするに当たり、登録期間中、次の事項について誓約します。

１　一般財団法人広島市学校給食会（以下「給食会」という。）の学校給食用物資の調達に関する規程を守り、納入条件及び納品規格等により給食用物資を納入します。

２　調理済み流通食品類においては、「学校給食用食品の規格・品質」に定める製造工場の基準を満たす者又はこの基準を満たす者が製造した製品を給食用物資として納入します。

３　価格を不当に競り上げ又は下げる目的での談合や職員の正当な職務の執行を妨げる不正行為等は一切行いません。

４　給食会が指定した物資を、指定された期日及び時刻に、指定された場所に納入することを厳守します。また、店舗、倉庫、冷蔵庫・冷凍庫、配送車両等の環境衛生及び取扱いに細心の注意を払い、不良品のないように万全を期します。

５　納入した給食用物資が品質不良又は異物混入等の不良品と認められた場合は、直ちに引き取り、交換等の措置を行います。

６　納入の際、給食用物資に数量等の過不足がないように万全を期します。また、過不足が生じた場合は、直ちに引き取り又は補充します。

７　給食用物資を納入する際は、学校長等納入先の指示に従い、常に児童生徒等の安全確保に万全を期します。

８　給食用物資の納入等に関し、給食会が説明及び資料の提出を求めた場合、又は立入調査を実施する場合は、これに協力します。

９　給食用物資の納入に際し、前各項に違反した場合、給食会の指示に従います。

10　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力関係事業者には該当しません。

11　広島市学校給食用物資納入業者認定申請に係る関係書類に記載の内容は事実に相違ありません。

12　以上の内容に反したことを理由に、学校給食用物資納入業者登録の取消しを受けた場合でも、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。